

第 21 期第 6 回山口県内水面漁場管理委員会  
議 事 録

令和 4 年 6 月 7 日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第6回山口県内水面漁場管理委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和4年6月7日（火） 午前10時20分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和4年5月27日（金）  
発した日
- 5 通知した議題  
第1号議案 遊漁規則の変更認可について（諮問）  
その他（報告事項）  
漁業権切替について
- 6 出席者  
（委員：8名）  
岩本 憲慈、米村 義信、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、酒井 治己、品川 石  
和、山本 美子、船崎 美智子、渡邊 毅  
（県及び事務局）

農林水産部水産振興課	課長	澁谷	賢司
漁業調整取締班	主査	松永	善文
	主任	山根	知樹
下関水産振興局	主査	金近	哲彦
岩国・柳井・周南農林水産事務所	主査	小柳	隆文
山口・美祢農林水産事務所	主任	柏村	直宏
長門・萩農林水産事務所	技師	本田	宗太郎
山口県内水面漁場管理委員会事務局	事務局長	天社	こずえ
	書記	土井	健一
- 7 付議事項及び審議結果  
第1号議案 遊漁規則の変更認可について（諮問）  
⇒ 原案のとおり適当である旨答申することとされた。  
その他（報告事項）  
漁業権切替について  
⇒事務局より報告を行った。
- 8 傍聴人 なし

## 9 審議の概要

天社事務局長 すみません。ちょっとまだ定刻の時間には早いですが、委員の皆様がお集まりになりましたので、少し予定を早めて内水面漁場管理委員会を開催させていただこうと思います。よろしいでしょうか？

委員一同 はい。

天社事務局長 では、ただ今から、第21期第6回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。委員会に先立ち、今年4月の人事異動により事務局職員及び行政職員が異動しておりますので、紹介をさせていただきます。  
水産振興課の澁谷課長です。

澁谷課長 澁谷と言います。昨年度末まで事務局長ということで大変皆様に大変お世話になりました。引き続き、どうぞよろしくお願ひします。

天社事務局長 漁業調整取締班の山根主任です。

山根主任 山根と申します。よろしくお願ひします。

天社事務局長 岩国・柳井・周南農林水産事務所 小柳主査です。

小柳主査 小柳と申します。よろしくお願ひいたします。

天社事務局長 下関水産振興局の金近主査です。

金近主査 金近と申します。よろしくお願ひします。

天社事務局長 最後になりますが、私は、このたび委員会の事務局長となりました天社と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日は委員定数の10名のうち、10名の委員の皆様にご出席をいただいております。漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願ひいたします。

酒井会長 本日は、早々とお集まりいただき、ありがとうございます。委員会は議題が1件、遊漁規則の変更に関する議題となっております。どうぞ慎重なご審議をよろしくお願ひします。本日はよろしくお願ひします。

天社事務局長 ありがとうございます。それでは以降の議事進行は、酒井会長よりよろしくお願ひいたします。

酒井会長 はい。議事に先立ちまして、先ず、議事録署名人をご指名したいと思います。今回は吉岡委員と板垣委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「遊漁規則の変更認可について」、事務局から説明をお願いします。

土井書記 事務局の土井です。座って説明させていただきます。お手元の資料1ページをお開きください。山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされております。内容説明について説明いたします。

(以下、資料に沿って説明)

酒井会長 はい。ただいま説明がありましたけれども、この件に関してどなたかご意見等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

酒井会長 問題はないということによろしいですかね。

委員一同 はい。

酒井会長 では、ご意見等がなければ第1号議案の諮問について、原案のとおりで適当である旨の答申をすることとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

酒井会長 では、全員異議なしとして、第1号議案については、原案のとおり、適当である旨の答申をすることとします。

本日の議題は以上です。

続いて、報告事項に移ります。「漁業権切替について」を水産振興課より報告をお願いします。

松永主査 水産振興課の松永と申します。座って説明をさせていただきます。  
(以下、資料に沿って説明)

酒井会長 ありがとうございます。ただ今のご説明で質問等はございますか。

米村副会長 漁業権の義務放流の関係なんですが、指定されてから何十年も経っていますので、改めて見直しという形をとっていただきたいのですが。その中には、例えば玖北漁協、この辺りは平瀬ダムの関係で、ダムが出来

るということで漁業そのものが出来ないような状況、例えば、アユあたりは相当影響を受けるということで再確認をとっていただきたい。というところもありますし、また、他のところもちよっとおかしいのではないかとということもありますので、再調査というか、再確認して義務放流量の関係を算出していただきたいと思うんですけど。それは出来ますよね？

松永主査 そのへんも含めて、先ずは実態調査という形で各漁協さんの状況を把握しまして、漁協さんからもヒアリングすることになろうかと思っておりますので、状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

米村副会長 ということは、県独自で義務放流量の策定はおやりにならないということですか？あくまで言われた実態調査の関係で漁協さんとの話ということでしたが。

松永主査 最終的には毎年お諮りしているような委員会の方でお諮りした形で決定していくという手続きになる。

米村副会長 ということは、義務放流分としての表示は前と変わらないということになりますか？

松永主査 今、副会長さんがおっしゃられたように、ダムが出来たとか、そういった状況変化を踏まえてどうしていくかということもある。

米村副会長 河川そのものも確か設定されたそのものが、もう随分、経年しておりますし、一度見直しの時期がどうの昔に来てるんじゃないか、という意見の上のお話なんですけどね。そのあたりは？

松永主査 義務放流量の削減要望については、過去から出ていると思いますが、河川の特長や権利の裏側として放流をとというのがセットで免許されているので、慎重にならざるを得ないと思います。

米村副会長 私が言っているように、見直しを一度かけていただきたいということなんですけど、これは全河川という話なんですけどね。例えば、先ほど例に出しました平瀬ダムが出来たから云々とかは、今までも当然、玖北漁協から度々義務放流の減量について申請のお願いをしているんですけど、一応、漁業権切替の折という話でずっと来てるんですよ。そういう件は勿論やっていたかなければならないのですが、他の河川についても長年の経緯から川の状態とか色々変わってきていると思いますので、そのあたりを再度見直しについて、漁業権の切替時期ですので、そのあた

りもやっていただきたいという要望なんです。

松永主査　　そういう要望があったということも踏まえまして、今後について、中で検討していきたいと思います。今ここで変えますということは即答出来かねます。

米村副会長　　だから、漁業権切替まで時間が随分ありますので、そういう調査をやっていたきたいということで、河川によっては、「何でうちがこれだけ放流しなくちゃいけないだ」というところもありますし、「他の河川と比べたら、やけにそこの河川は少ないな〜」というのも現状で出てきておりますので、そのあたりを公平というか、そのあたりをちゃんと調査する必要があるというふうに思っているのですが。ちょっと検討してもらえますか？

松永主査　　そういったご意見も踏まえて今後のことを検討していきたいと思いません。

岩本委員　　それに関連したことなんですけど、この場でこんな発言というのはどんなかと思うんですが、今、それぞれの漁協もそうだと思うんですけど、所謂、高齢化に伴ってですね、組合員の数が非常に減少しておりますので、所謂、賦課金だけでは、ちょっと今の義務放流分をするだけの組合費というか、それだけでは放流がちょっと出来ないという河川もあるんじゃないかと思うんですよ。そういったことも踏まえてですね、副会長が言われたように、一応、再検討するというところで1つお願いできればと思います。

酒井会長　　漁業権実態調査というのは、調査をするのか県ですか？

松永主査　　県です。

酒井会長　　調査対象は漁業権者。

松永主査　　そうですね。

酒井会長　　その時に調査するという事は、必ず、意見を聞くってことになりませよね。

松永主査　　そうですね。

酒井会長　　実態を知るってことで。

松永主査 　　まず、漁協さんに調査票を作成していただいて、その調査票を基に各漁協さんからヒアリング等を行う。

酒井会長 　　その時にそういうご意見は出来るだけ汲み上げれるものは汲み上げていくというものですよね。そういうことですので、各漁協さんでも、そういうことの運びだから、準備をしておいてくれということじゃないんですかね。おまけにそれで漁協のヒアリングをする。この漁場計画要望書というのは、県が作るんですか？

松永主査 　　要望は漁協さんの方で、こういう区域に対して、こういう魚種で免許して欲しいという要望を県の方にあげてもらう形になります。

酒井会長 　　漁協さんがあげるのですか？

松永主査 　　漁協さんの方からあげていただきます。

酒井会長 　　その要望書でも、何かその要望を書けるということでしょうか？

松永主査 　　そこは漁業権の免許設定の内容について書いていただくものになりますので、義務放流とはまた別のものになります。

酒井会長 　　漁業権設定ですか。義務放流量はまた別ということですね。なるほど。じゃあ、「義務放流量が達成出来ないかもしれない」とか「実態がこうだからもう無理だとか」とそういうのは、漁業権実態調査の中で出てくるのですか？

松永主査 　　そういった形の中で出てくることになります。

酒井会長 　　ということのようですので、予め準備されていた方が良いでしょうね。

米村副会長 　　要らぬことを言うようですが、前回の切替時にそのへんのお話というのが非常に曖昧な状態で、義務放流量の設定が各単協によって、話し方が担当によって違ってきたのかもしれませんが、極端に言ったら、「え！！」っていうような感じのところも大分あったんですね。そういう面から言って、ちゃんとした、今、義務放流分の河川面積とかという形から算出されると思うが、そのあたりが、ちゃんとよく決まってないから、要望としては、目標量を放流してくれという義務放流としての行使料ですね、確かに漁協からしてみれば、「こんな川にその放流量は必要ない」というようなお話を最終的な段階でやった記憶がある。その

へんがまちまちなところがありました。根拠的なものが、こうだからこうだというのを提示していただければ、漁協の方もそれなりの説得されると思いますので、出来ましたらそういった形をとっていただきたいと思いますので、ご検討の程、よろしく申し上げます。

米村副会長　　もう一点よく分からないのですが、共同漁業権の芸防、木野川はこれについて、次回については、広島に移るのではないですか？

松永主査　　そうです。広島の方ですね。

米村副会長　　そうですね。ここに書いているのは？

松永主査　　こういうスケジュールで今回は広島県庁が手続きとられますという意味で参考として記載しています。

米村副会長　　ということは、芸防漁協さんについては関係無いということで良いですかね？

松永主査　　そうですね。

米村副会長　　分かりました。

酒井会長　　よろしいですかね。私の方からもう1つ。区画漁業権の宇部市、山口市、下関市と書いてありますが、市が区画漁業権を持っているということで良いですね？

松永主査　　そうですね。

酒井会長　　分かりました。他にございませんか。よろしいですかね。

委員一同　　はい

酒井会長　　それでは以上で、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(10 : 51 終了)



上記のとおり第 21 期第 6 回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員 2 名が署名押印した。

令和 4 年 6 月 7 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人